

債権の放棄について

中野区の債権の管理に関する条例第5条の規定に基づき、次のとおり債権を放棄した。

債権の名称	所管	人数 (件数)	債権額	放棄事由等
生活保護法第63条 返還金	健康福祉部 生活援護課	6人 (8件)	520,779円	債務者が破産免責決定を受けたため、令和7年2月6日に債権放棄した。
生活保護費過払金	健康福祉部 生活援護課	17人 (37件)	1,813,634円	債務者が破産免責決定を受けたため、令和7年2月6日に債権放棄した。
自立生活資金貸付金 返還金	健康福祉部 生活援護課	1人 (1件)	300,000円	平成22年度に発生し、令和5年度に時効が完成した債権について、債務者に履行を請求したが、債務を履行する意思がないと認められるため、令和7年2月10日に債権放棄した。
奨学金貸付金 返還金	健康福祉部 生活援護課	2人 (1件)	279,000円	平成5年度に発生し、令和4年度に時効が完成した債権について、債務者及び連帯保証人に履行を請求したが、債務を履行する意思がないと認められるため、令和7年2月10日に債権放棄した。

<p>生業資金貸付金 返還金</p>	<p>健康福祉部 生活援護課</p>	<p>2人 (1件)</p>	<p>40,400円</p>	<p>昭和59年度に発生し、平成30年度に時効が完成した債権について、債務者、連帯保証人及び連帯保証人の相続人が死亡し、債務者の相続人も相続放棄をしており、債務履行の請求ができないため、令和7年2月10日に債権放棄した。</p>
<p>合計</p>		<p>28人 (48件)</p>	<p>2,953,813円</p>	